

纂類

虎

倉

物

語

# 解題

類纂 虎倉物語 一卷 著者 塚本吉彦

此書は、虎倉物語・虎倉聞書及津高郡地誌編纂備考書中より、虎倉に關する事項を抄出して、合本したるものなるが故に、名づけて類纂虎倉物語といふ。

虎倉物語は、寛文元年九月虎倉村民又兵衛といふものゝ、天正年間虎倉に於て自己の見聞せることを記述せるものにして、主として虎倉城主伊賀氏の事蹟、毛利氏と伊賀氏との戦争、伊賀氏と宇喜多氏との關係等より、岡・長船越中の虎倉城番等の事蹟を記せるものにして、是等の事項を研究するには、實に根本史料に値するものといふべし。

次に虎倉聞書は、津高郡土井村庄屋土井六郎兵衛といふものゝ、虎倉に關する事蹟を物語りしを、某氏の筆記せるものなり。由つて聞書といふなり。その記する所、虎倉物語と略同じ。唯物語になくしてこの書に收めたるは、宇喜多直家の夫人に關する記事にして、作陽誌所載の三浦氏系圖と相俟つて、以つて秀家の出所を明にするを得べき好史料とす。

此書、何時代に成りしものなるか詳ならずといへども、本書の奥書に、虎倉物語虎倉聞書は、往年大丈軒正義氏の筆記を借用謄寫とあれば、大丈軒時代に、既にこの書のありしを知るべし。大丈軒は、池田家の儒臣にして、元祿・正徳の頃の人なれば、此書の成れる、少くともこの以前に係るを知るべし。

次に津高郡地誌編纂考書は、池田家藩政の頃、この地方に於ける傳説遺聞を録上せしめたるものにして、伊賀氏の世系、その所領、及び此の地方に關せる戰鬪の狀況、加茂庄官十三流、其の他土豪の略歴、及び片山氏所藏の古文書を收めたり。この古文書中には、享保十九年白賁軒主人山脇貞尙の考證を附録したり。

以上の三書は、いづれも一小地方たる虎倉に關せる記録なるも、是によりて伊賀氏の盛衰、毛利氏・宇喜多氏の關係、地方郷士の略歴、延いては池田家が浪人取扱の方策をも伺ふべきものにして、いづれも集成書類中の逸品たるべし。

右虎倉物語及虎倉聞書は、岡山縣立圖書館所藏の類纂虎倉物語を底本とし、故山田貞芳氏の所藏たりし三門學園本の虎倉物語、及虎倉記の二本と校合訂正したり……………編者

# 類纂 虎倉物語

## 一、虎倉物語

著者 又 兵衛

※領地名虎倉開書と相違する所多し

一、伊賀伊賀守様、赤坂郡鍋谷の城より津高郡虎倉の城へ御移り被<sub>レ</sub>成久敷御座候。御領地は、長田一圓・建部一圓・宇甘<sub>シトリ</sub>・紙工<sub>シトリ</sub>・勝尾・日應寺、此外に備中の内吉川・竹之庄<sub>八ヶ村</sub>・宇蟹<sub>あり</sub>・中津井・水田、此外に作州の内加津田<sub>津田</sub>・栗原・關<sub>石木</sub>まで御取被<sub>レ</sub>成候。

一、備中備前の境に藤澤と申城御座候。それへ毛利殿御取被<sub>レ</sub>成候。伊賀殿御内河原六郎右衛門と申人、勘當にて浪人仕、毛利殿に居申候に付、是を案内者にて藤澤より毛利殿軍兵花やかに拵へ、虎倉の様子御覽置くとて上加茂まで御出被<sub>レ</sub>成候。其時虎倉より足輕衆參合、川越に鐵炮迫合仕候。毛利殿内青屋殿<sub>與十郎と云ふ</sub>と申能き待一人、上加茂村の片山與七郎門<sub>後に彌左衛門と云ふ</sub>と申人鐵炮にて川越に搏申す。其儘仲間參候而首を取申候。其時下加茂村葛原<sub>ツツ</sub>と申人も手柄仕られ候。それよりさんぐに追崩し、うす谷・かや谷にて餘多<sub>數</sub>打取申由に候。十力<sub>ジウリキ</sub>・おぎ坂迄追ひ申候中に、加茂の侍土井と申人馬惡敷候て、おぎ坂にて河原六郎右衛門寺に居申候て土居を打取申候。伊賀殿の御内にては土井より外には打れ不<sub>レ</sub>申候。そのまゝ毛利殿も御引被<sub>レ</sub>成候由。

一、其間につゞみだ友貞かまへと申に、伊賀殿より河原源左衛門・河田七郎、是兩人を御出し置被<sub>レ</sub>成候。其節備中侍ほいだ殿つゞみだへ取懸攻申され候。虎倉より加勢もなく攻落し申候。中にも河原源左衛門手を負、東のたきへのき居申候。向の山よりその所に落人居申とよばはり、尋に參り候へば、源左衛門申けるは、我は深手負候間、是へ來り首を取、名をあげ高名にせよとて、則刀脇差を捨候へば、そのまゝより申候人をとらへむすと組み、二人ながら瀧へ落、微塵に成申候由。

一、伊賀殿は宇喜多直家の智殿にて御座候。又子息伊賀與三郎殿は、明石掃部殿姉婿にて御座候。岡山に御屋形御座候て常に岡山に御座候。直家様と伊賀殿御挨拶不<sub>レ</sub>淺候折節、金川松田殿の城御望候て、直家様伊賀殿を御頼み被<sub>レ</sub>成、辰の年七月五日に、伊賀殿御取懸り被<sub>レ</sub>成、金川道林寺の丸と申に堂御座候。是へ夜中忍び入り関の聲を揚げ、本丸へ鐵炮搏申され候。折節城中に人少く候所に、横井又七殿金川籠城を御聞候て、御馳入被<sub>レ</sub>成、殿守を請取言葉戰被<sub>レ</sub>成、鐵炮御打せ御座候。折ふし、伊賀殿方より打入候鐵炮に當り、松田大殿御死去被<sub>レ</sub>成候由。松田殿の御内に、稽原修理殿と申も打死の由申候。六日の日ゆふべ七日に御城落申候。松田若殿は御のき被<sub>レ</sub>成候由申候。直家様は矢原の寺に御陣所の由申候。寛文元年丑の年迄九十四年に成申候。それより城以後十二年程後に、伊賀殿俄に御煩ひ

一、原本註

寛文元年より九十四年前は永録十一年に當るとは天正七年比に當る。

三、原本註  
天正十一年に當る。

被<sub>レ</sub>成、伊賀與三郎殿岡山に御座候所に飛脚參り候。何と思召候哉馬に鞍置せ、そのまゝ御めし御急ぎ被<sub>レ</sub>成、馬取も付不<sub>レ</sub>申虎倉へ御乗込被<sub>レ</sub>成、惣門うたせ番衆御付被<sub>レ</sub>成候。其跡より追付け宇喜多源吾殿人五十程御つれ被<sub>レ</sub>成、伊賀與三郎殿を追懸惣門まで御出被<sub>レ</sub>成候。門番申様、きびしき法度にて内へ人を入れ不<sub>レ</sub>申候間、是より御歸り候へと申候。伊賀殿は其時御死去にて御座候。但毒にて御果候由申候。それより伊賀與三郎殿と直家様と不通に被<sub>レ</sub>成候。其間に毛利殿へ様子被<sub>レ</sub>仰候て、直家様と御手切に候。備中の中高田村と虎倉の境忍びと申城に、岡山より岡野合介殿を御遣被<sub>レ</sub>成候。是へ毛利殿御出にて、虎倉の内宿ノ山に御陣御すゑ、忍びを御攻め被<sub>レ</sub>成候。其時伊賀與三郎殿は、勝尾山の上に岡山の押へに御座候。伊賀殿より金川へ夜打一兩度打せられ、首をば毛利殿へ被<sub>レ</sub>遣候。六十日程御攻候て合介殿に腹切らせ、毛利殿も御引取被<sub>レ</sub>成候。伊賀與三郎殿もそのまゝ下へ御のき被<sub>レ</sub>成候。寛文元年の五年七十九歳に成申

一、伊賀與三郎殿御のきあと、秀吉公より蜂須賀彦右衛門殿・小寺官兵衛殿御兩人御越候て、御仕置被<sub>レ</sub>成、長船越中殿へ御渡し被<sub>レ</sub>成候に付、越中殿は播磨のこま山の城より虎倉へ御移り被<sub>レ</sub>成候。本丸には弟の長船源五郎殿、其外宇禰殿・大田原殿・石原殿あまた御座候。中にも石原殿は越中殿の妹婿にて候。長船源五郎殿ためには姉婿にて御座候。

<sup>一</sup>原文本註  
 寛文元年より七十九年前は天正十九年に當也。  
<sup>二</sup>此氏名の左側に朱書あり。如又兵衛自筆名判有し之候をうつし候。  
<sup>三</sup>別本には伊賀郡より津高郡高知村へ移す其地を其地頭と云、其始元兼の高場と云所に居住す一とあり。節人皇百六代後奈良院御宇大永七年に今の地に移る。知行分備中云々。三津高知以下。二津高知以下。一津高知以下。金川奥加茂庄不殘云々。

一、それより九年後の閏正月五日に、越中殿岡山より虎倉の城へ御座候。御供は寺内喜左衛門殿なり。六日の朝のふるまひ石原殿に御座候。御相伴金光宗迫・河原甚右衛門・市村、其外も御座候。越中殿御機嫌能くゆるくと御座候處に、越中殿を石原新太郎殿御打被成候。弟の源五郎殿、市村と碁をうち候を、是も御打被成候。そのまゝ奥へ取込被申候。其内に源五郎殿子息、兄は市右衛門十三歳、弟は松熊十歳、是はをばさま、おくにて御殺被成候。越中殿御手淺くて引立、おもての椽に御座候處を、をいの石原三四郎殿鐵炮にて御打被成、やがて御死去被成候。弟の源五郎殿も御果被成候。其の時長船重郎右衛門と申候人、は何事と申參候へば、石原殿奥より御見付被成、一矢にて射殺被成候。それより石原殿取籠被成候を、寺内喜左衛門殿下知にて、上より石をこませ候へば、たまりかね親子三人こしらへ出られ候。石原殿刀、三四郎殿刀、奥様は長刀、くゝり袴はちまきにて三人御はたらき被成候。手負もあまた御座候へども、死人は無御座候。石原殿末の子に九左衛門と申候も、其時殺され候。石原親子をば矢すくめにいたし申候。敵味方以上九人御果被成候。當年丑の年七十一年に成申候。

寛文元年九月二十八日

八十二歳にて書出し

## 二、虎倉聞書

是は下土井村の庄屋土井六郎兵衛と申もの語候通書付候也

虎倉の城主は伊賀左衛門督輔と申候。元來伊賀國那部より出て備前國津高郡河田村へ被參。此村の名光政様御代には豊岡村と申候。居住被成候。其時の屋敷を今地頭と申候。其後近所元兼村の馬場高と申所へ御移、そのうち、虎倉の山を城に御取立御居城被成候。其節御領分備中大井庄・竹之庄・野山・古瀬・川面有渡・宇甘・中津井・水田、作州月田・湯原・まし上土ま・大ば・段戸和・芳賀、備前の内菅野・本明寺・奥津高・加茂三十八村の由、凡高十五萬石程御座候由。出城は備中四つ

\*四、原本「前名與七郎」と註あり。

\*五、敵散々に軍仕、方々へ云々。

\*六、以下八行を別本には其後藤澤の城は捨り居る由又伊賀左衛門輔殿家老に河原六郎右衛門と云者伊賀之輔殿と不合に成伊賀之輔殿より賀之輔殿に立出召給所に御座候て又在付建部五ヶ庄を五百石として可玉候處に云々

\*一、以下十八字別本には「土居左右馬虎倉へ有付今之地」意を被下三別本「右の江川小四郎が子秀家公御母を連て云々」

うね、作州鷹山イか城相持候處に、藝州毛利より四つうねを乗取候。虎倉從夫虎倉へ二里半イより二里計西加茂市場村の内藤澤と申山は、虎倉方の者取登り居申所に、又藝州より藤澤をも乗取り、城番として青屋與十郎と申人を据置申候。其後伊賀殿と扱

に仕り、右領分の物成半納づ、藤澤と虎倉へ取入申候由。其節鷹が城を浦上宗景殿より攻申候に付、後詰として虎倉より出勢仕候。其留守に扱を破り、藤澤より虎倉へ不意に押懸申候を、留主居ども傳聞き、城中の妻子下女はした

まで呼出し、旗刺物太刀ヲナイさゝせ、數百人城山の後廣面村と上加茂村の境高き山へ出張居申候。藤澤の者ども案の外に候へば、上加茂の坂中へ下り軍の評議仕候處に、虎倉勢用に立程のものは下加茂へ廻り、上加茂の後十力村の山の高

みへ取登り居申候。其内片山彌左衛門と申鐵炮の上手、上加茂川のへり、柳のかけにかくれ居申候て、大將青屋與十郎をねらひ打に打落申候。其時後へ廻り居申者ども、ひた／＼と打寄鬨を揚候得ば、敗軍キヌ仕り方々へ逃申候を追かけ

大方打取申候。虎倉勢の内には土井三郎左衛門と申もの一人、長追を仕打死いたし候。大將與十郎打死、其外大勢打死仕候に付藤澤難抱、残る者共は藝州へ立退申候。其後伊賀殿家老に河原六郎右衛門たて出し申候に付。作州本山ホンサン

に七年浪人の様にて居被申候。其後扱にして虎倉へ御返りの筈になり、豊岡村常光寺にて六郎右衛門を御振廻被成候。其座にて六郎右衛門と甥の河原帶刀と申者を、左衛門督殿家來小坂惣兵衛・片山彌左衛門兩人に被申付、右

兩人を御打せ被成候所小し打損じ右兩人くるひ廻り、大勢手負有て、六郎右衛門・帶刀ともに山へ取上り申候を鐵炮にて打留め申候。其後虎倉に居城の處宇喜多直家より攻落して、長船越中・同新太郎を据置き被申候。扱、下土井

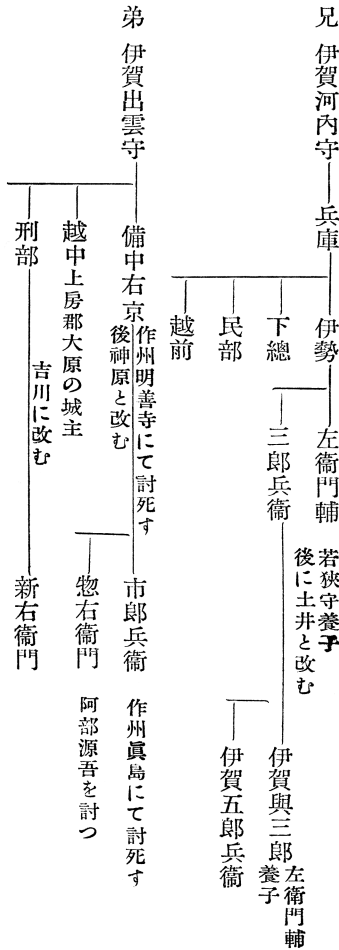
村庄屋六郎兵衛が先祖土井相馬・同次郎右衛門兩人は左衛門督家來にて候處に、藝州と取合の時分致逆心青屋與十郎方へ與力仕候。與十郎打死の後藝州へ立退居申候。其後左衛門督殿つづれ候に付、備前へもどり宇喜多殿へ由

緒御座候て有付、建部五箇の庄を五百石にて被下候が、又浪人し、下土井村へ引込百姓仕候。相馬キニも浪人にて下土井邊に罷在病死仕候。直家の内室は作州高田の城主三浦能登守娘か妹かのよし。高田落城の節、親類江川小四郎と

申者、女性をつれ備中の内にかくれ居申を、何者やらん直家へとり遣申候。是秀家公の御母儀のよし。中納言秀家御身上つづれ申時分、右の江川小四郎か、又其子の小四郎か、中納言殿の御母儀をつれ、上方へのみ居申候の處、度世

なりがたきに付、女性をさしころし其身も自害仕候由、三浦は土井母方にて御座候。三浦能登は大介（一）より二十七代とやらん申傳候。就夫玉藻明神を尊び申候。高田に一社有之由、土井次郎左衛門も尊び申に付、下土井に玉藻明神と申印御座候。土井は主に逆心したる其因果にて、近年殊の外不順に御座候と存に付、せめて玉藻明神を崇申候。不勝手には御座候へども、さして不吉には相不申候と申候。

### 三、虎倉記



\*別本治良を治郎に作る。

一、伊賀兵庫二男下總守は、良人宇津宮若狭守養子と成り、宇津宮下總守と號す。其後在名乗土井と改め、若狭守藤原にて下總國に住す。公方光源院義輝公の御勘氣にて、伊賀河内守に御預り兵庫まで預る。備前へ同道也。若狭守良將殿に被頼度々出陣す。下總一男治良・二男三郎治・三男源治。嫡子治良は土井となり治郎兵衛と號す。二男三郎治尾張熱田に養子に參り、三男源治は後土井三郎左衛門と號す。伊賀の家老也。

一、伊賀伊勢守弟民部、長田の庄新山に居城す。伊賀左衛門佐殿御盃の次策、一に土井下總・二に鶴三郎兵衛・三

に神原備中・四に河原六郎右衛門・五に新山民部・六に同平内、右盃の次第如是也。

一、家老土井下總、同。

一、家老新山民部 河原六郎右衛門逆心に付伊賀左衛門佐殿高知村大白山常光寺にて六郎右衛門討取なり。

一、采地。備前の内長田の庄三十八箇村、建部の郷字廿郷二十ヶ村、勝尾・日應寺・菅野・稻谷・吉尾野々口・小山・宇垣、赤阪郡の内吉田・土田・伊田・尾谷・矢原・平岡、備中の内吉川・田土・竹之庄八ヶ村・有漢郷・水田郷・中津井・宮地皆部郷。

### 久隆責取分

作州の内、上山・栗原・一色・關・大井手・鹿田・眞島・久瀬・高田・井原・月田・目木・田原・山ノ上・且土・吉村・堺和・シロノシマの邊迄不殘、此外處々有之候得共、分に覺不申候。慥に存面の手形覺也。

一、神原備中・石原市兵衛迄三代大原に。出雲は老人にて、備中川上大幡山にて藝州と討死す。

一、備中は病死。

一、神原右京佐 作州明善寺にて討死す。

一、\*一神原市兵衛 作州眞島の城にて討死す。

一、同越中守 後備中松山の城主三村修理太夫家人となり、若き時度々軍大將にて高名有之によつて。

一、備前の城主宇喜多直家より、備中土井の庄鍛冶山城主信原土佐守へ手入有、崇の脇差廣次の刀玉り、直家の家來と成候はゞ一萬貫可賜と數通の狀を給り候へ共、元親の恩賞深き殿故斷申し不參候。元親毛利と不和に成り、藝州より大勢押寄せ戦ふ。時に越中守子息孫十郎平藏二人無比類働にて討死す。三男平治十二歳、母共に落人と成る仁にして、毛利殿家人と成、元親に打負け切腹す。

安部源五と云者上下四十騎にて、每度竹の庄曲田土邊在家へ押入亂取致候事度々なれ共、此方より出入申内には早く引取候故得不討。久隆以の外立腹して、神原惣右衛門・仁熊勘兵衛兩人早速忍て討取可申旨蒙、信心を掛ケ或夜田土村へ出て見申處に、源五に行逢ひ仁熊勘兵衛弓にて射申候得ば、左り脇を射る。神原惣右衛門走り掛り切給

\*三門學園本  
虎倉記には岡  
市兵衛

三、次頁十四行  
目に出る清常  
山と岡山なる  
べく清堂山は  
蓋誤なるべし

三 雑兵の首カ

ふ。勘兵衛は源五が家來を追散し、惣右衛門源五を討、首取る。勘兵衛申は我弓にて射候故なり。首は此方へ被渡候様にと云ふ。其時惣右門手疵蒙數ヶ所候得ば、其方の矢は當り不申と論議に致し、惣右衛門高名に無紛、惣右衛門首を取る也。

一、備中備前の境に藤澤と云ふ山へ、藝州より毛利勢城を構へ、葛見宮内少輔・青屋與十郎兩大將にて、人數一萬人許にて彼城を攻め罷在處に、虎倉よりも兩方見合居申所、弘治二年四月十四日の曉毛利勢打出、清堂山に陣所、伊賀左衛門殿も二十町許打、先備は土井治郎兵衛三千餘騎にて、敵陣向の山に陣取、二の備は新山兵庫と河原治部、千三百餘騎上加茂八幡山に備へ、左は河原越中千五百騎機多村に陣取、神原備中は旗本千二百騎、久隆後備は河田平内三百五十騎、退備へ白坂は河原六郎右衛門三千騎上野へ備へ、備中境勝田孫右衛門二千騎宿村に備へ、河原源左衛門・土井治郎右衛門・河田七郎三人三千六百騎にて備へ、惣軍の弱る處の助は、熱田源治・杉本四郎右衛門・坂部内藏五百備へ、各軍法を守、敵を谷へ追下し、難所に引請取卷可討と相議して、谷へ追下しの内に、坂の半迄下る。十五日の朝は、思の外霧深し。敵味方互に人數不見。先備より片山與七郎鐵炮擲出し、葛原三之丞弓を持ち、數に隠れ忍寄り敵を待處に、青屋與十郎ザイをふり軍勢に下知し、川端に踏留り罷在りしを、三之丞一弓を以て與十郎の胸を射る。小倉勢力を得る。三之丞與十郎の首を取。敵は一戦にも不引取るに、一里許追討して首數百三十討取、難く兵の首二百三十二討取る。久隆喜悅して十五日晚小倉へ歸城有り。其後藤澤より手指不仕。高名仕者多し。

一、神原右京殿、妻城近邊迄付込、敵と鐵炮を合、首を取り手柄を任、則感狀を取る。神原惣右門足を痛め、歩行不<sup>旗カ</sup>吋籠本に罷在り、御秘藏の鹿毛の馬給ふ。久隆此度の下知實に良將と諸人譽申也。

一、土井三郎左衛門、萩坂にて高名二度、其後討死す。久隆大切の者にて感狀給。悴迄無相違罷下候也。

一、葛原三之丞、大將青屋與十郎討取る。高名也。軍法を背き拔掛け仕候事不届故、先ず閉門被<sup>然</sup>仰出、與十郎も同前也。

一、備中古瀬にて島田十力萩坂にて討死す。右の場にて片山與七郎・仁熊勘兵衛と首取り論仕、清常山の岸にて與

七郎敵と組み、仁熊殿を助け頼むと申候へば、仁熊心得弓にて射、首を取らんとす。與七郎申は、我に組外頼むと申也。首を取る計、其方へは取らせじと口論の處へ、神原左衛門通り懸り子細を聞、侍の頼むと云ふからは、仁熊勘忍可<sub>レ</sub>有と扱、片山首を取る。

一、伊賀左衛門は宇喜多直家の掣也。是により、子息與三郎は直家の孫也。

一、直家と伊賀與三郎の不和の儀に付、父左衛門佐久隆へ直家逆心有<sub>レ</sub>之故、與三郎を岡山へ呼置、天正十五年十一月二十三日、久隆も岡山へ招請して馳走し、毒をあたへ、久隆心持悪しく與三郎宅へ立寄、酒を多分に吞申候へば毒を吐出し、虎倉へ罷歸り候ても、亦酒被<sub>レ</sub>致別條無<sub>レ</sub>之、其年は無<sub>レ</sub>恙。久隆被<sub>レ</sub>申しは、若我頓て死抔せば、直家より與三郎を呼殺すべし。たゞ與三郎を兼て呼歸し可<sub>レ</sub>申旨、家老に内證被<sub>レ</sub>申置候。翌年三月虎倉の城廻りに狸多居申候に付、家中を集め狸狩り、十疋計り取り、則料理有<sub>レ</sub>之、家中衆相伴にて久隆も被<sub>レ</sub>給申候。去年の毒に差合申か、血を吐其儘死去仕給ふ。早馬にて與三郎を呼に遣し、被<sub>レ</sub>歸候。直家聞給ふ、宇喜多源五を討手に申付、三百餘騎にて追掛候へば、半時計おくれ討事不<sub>レ</sub>叶。源五は見舞に取成し人數を道に残し、七十人計り召連虎倉へ來る。右の首尾故、虎倉の口々堅め城へ入、不<sub>レ</sub>申。久隆四日煩、病死と申歸す。

一、備中高田村備前勝尾村境の城を、忍の城と云。毛利押へに、直家より岡郷助に五百餘騎相添指置き、自然毛利勢取掛り、其儘虎倉より加勢の約束也。夫故小勢にて相詰む。然處に、與三郎直家不和の旨毛利家より聞傳へ、與三郎へ以<sub>レ</sub>使者被<sub>レ</sub>申越候は、忍の城攻取り可<sub>レ</sub>申と存候て、田地子迄來り承り候得ば、直家と不和に付、近き内直家より其城へ被<sub>レ</sub>向候由。尤我等義御亡父とは敵をなし相戰候得共、數年意趣互に無<sub>レ</sub>之、御心易く可<sub>レ</sub>申合候。此度の儀に候間久敷逗留申候。於<sub>レ</sub>御同心にては乍<sub>本</sub>應、忍城攻可<sub>レ</sub>申候。岡山押へに家老御出し置き頼入候と、使者參候得ば大悅不<sub>レ</sub>淺、家老中へ談合もなく、忝存候、向後旗下に罷成可<sub>レ</sub>申候頼申候と、返事有<sub>レ</sub>之。其後家老中へ聞候へば、高田大原へ參、神原一家に相談仕、追て御請可<sub>レ</sub>申上と退出仕、土井治郎右衛門・河田平内・松本四郎右衛門大原へ參、右の斷々申談合にて、神原右京同道し、虎倉へ參り申上候上、直家、久隆へ毒を與へ殺し、又大敵の毛利と御一味、近頃合點

不參、第一毛利は先づ公方へ不快の者、其上久隆は唯今の公方へ御忠功有之、皆々様無益に罷成候。若し直家此城へ御向候とも、無是非儀に候。毛利へ御一味御無用に候と皆々一同に申上、與三郎殿御同心無之故、家老并神原出仕不仕候。與三郎殿毛利本陣へ被參、岡山の通路放被居候故、岡山の後詰も無之、郷助譯見趣き、五十日ぶりに落城切腹候。與三郎殿毛利馳走に金川邊迄、在家を虎倉へ歸城無之、浪人にて毛利と同道藝州へ被參、虎倉のかたに被居病病にて死す。小身者供仕、大身は供不仕皆々浪人仕候也。

一、與三郎殿立退被申後虎倉の在番として蜂須賀彦右衛門今阿波守様二小寺官兵衛今肥後守様兩人也。其後幡州駒山城主長船越中守を被遣虎倉に、久隆采地越中守領地と在じうすと有、譯聞えがたし。家老石原新太郎と云は長船殿掣に姉にて心安く、諸事新太郎殿次第也。然る處に加茂の内三納谷村高見山に銀山有之由にて、家老石原新太郎被越、裁判にて掘らせ候處に、夥敷銀の有土地と申、其儘切遣ひ銀多く掘らし候て、新太郎越中守殿に隠し被申由風聞有之、越中守殿立腹にて、新太郎我儘多く、あなどり候間差殺可申とて、仕手を定給ふ。新太郎子息、石原甚之助と申、兒小姓を致し居申、致立聞、新太郎に此由申ければ、女房に、其方は殿の兄弟に候得ば難申候得共、箇様の子細也。甚之助差殺切腹仕可申と言ひければ、女房泪を流し、扱々久敷馴染を捨て、無是非仰哉。兄弟迎も敵なれば、不逢犬死、專より甚之助を以、振舞をかこつけ、方便寄せて、女なり共男になどか劣るべき。親子三人諸共に越中守を討取、其後切腹死べきと云。石原實ニもと思、甚之助に申含め、明晩申請御茶を進度と申請ければ、越中殿基の相伴人二三人色々致馳走ければ、扱着込白小袖付カヲ、新太郎奥より討出し、越中守殿を鎧にて突とめ、長刀にて首を討取り、敵味方も不辨互に切合、大勢死人有之。然る處に何者哉覽、城に火を懸け放し、火盛にもえ揚リ、寄合候者共、石原親子三人共に切殺し、各切腹死たりけり。さしもの一城時の間に灰燼となりけり。其後城主もうち絶候と也。

本虎倉代終、服部伊勢守より伊賀與三郎殿迄四代、次に長船越中守殿一代也。

一、萬治二年八月十六日、伊木長門守様爲御意、加茂の郷浪人落、只今百姓に成澤山有之由。此者共の内、筋目慥

以下原本「勘定」とあるは總て「感狀」の意也。

成證文勘定所持致し居申候分、壹人切に吟味仕、何方牢人にて何年此方何村に罷在候段、并證文勘定の寫シ仕、指出候様に被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>則左の人数勘定目錄書上候。

葛原・片山・菱川・河本・入澤・土井・河原・小林・鶴旨・津島・瀬尾・能瀬・檜崎。

右十三人より先祖書勘定寫し指上申候。此外<sub>庄</sub>莊官も有<sub>レ</sub>之候得共、慥成證文無<sub>レ</sub>之に付、書上<sub>二</sub>外れ申候。此節より加茂莊官拾參流と申候也。

## 右之内

一、入澤庄左衛門は、備中松山三村元親の弟の由。元親出生後母病死の後腹なり。禁裡より御すべり被<sub>レ</sub>成候を御呼取候て、庄左衛門は此腹にて出生の由。松山落城の節七歳にて、家來山縣新介と申者召連<sub>行</sub>缺落ち、同國有漢に居留、母方が入澤にて候故則入澤と改申候。右の新介は森久村近藤と申者縁者により、近藤類<sub>行</sub>庄左衛門を森久へ指越し、尾原にて百姓に罷成申候。右書上の時分も勘定は無<sub>レ</sub>之、系圖書先祖計寫書上申候。然共母方より傳申太刀掛物一ぶ<sub>く</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一、片山源兵衛は、宇喜多直家の家來にて有<sub>レ</sub>之處に、勘當の事有<sub>レ</sub>之兄弟四人浪人仕、備中古瀬に久敷居申内、直家殿伊賀殿不和<sub>ニ</sub>成、伊賀殿浪人者宇喜多殿へ御抱被<sub>レ</sub>成度、宇喜多殿浪人は伊賀殿御抱被<sub>レ</sub>成度節、片山兄弟伊賀殿より早速御抱被<sub>レ</sub>成、兄弟四人の内二男の彦右衛門は病氣に付、百姓に罷成古瀬に殘居申候。殘る三人虎倉に有附、嫡子與市兵衛三百石にて、三男彌左衛門百五十石、四男善右衛門御小姓に御抱被<sub>レ</sub>成候由。與一兵衛末は平岡村久左衛門・長左衛門・與一兵衛・傳兵衛・與一平・圓左衛門・龜之介・與一兵衛也。彌左衛門末は上加茂重兵衛也。善右衛門末は下加茂の源兵衛也。

一、檜崎六右衛門は、將軍の家來也。浪人已後虎倉の下葉に罷成候得共、伊賀殿家來に成不<sub>レ</sub>申候内、親は河内の上

\*佐右衛門は左  
衛門の誤。

光寺の取合にて打死仕、其末は三納谷村六右衛門也。右御尋の節も代々系圖書寫し指上申候。

一、鶴旨與次兵衛は、虎倉伊賀伊勢守には二男也。系圖書度々御公儀へも寫指上、慥成筋目。與次兵衛末は唯今平左衛門・九太夫也。

一、土井次郎右衛門は、伊賀河内守二男三郎左衛門と申者なり。伊賀佐右衛門殿より千石被<sub>レ</sub>遣、家老役被<sub>レ</sub>仰付、節、土井改申由。三郎左衛門惣領次郎右衛門・二男次郎兵衛・三男角介。虎倉浪人後治郎右衛門は下土井木戸の屋敷にて病死、其子平内と申者は缺落仕、三浦と改、後榊原采女殿に有付百五十石。二男治郎兵衛井原に居申處に、妻子共病死仕獨身<sub>ト</sub>成候節、神原惣右衛門娘川原の荒木と申者より後家に成、男子一人連れ歸り居申を治郎兵衛妻に呼取、則女召連參り候子に、跡屋敷遣し重郎右衛門と申候。土井は治郎兵衛迄に切れ、荒木に罷成候様に成申候。三男の角介末は、今下土井村六兵衛にて御座候。右御尋の節も、則先祖書角介勘定一通指上申候。

一、菱川萬五郎、河内の生也。代々伊賀の家來にて罷在候。伊賀與三郎殿御心違ひ虎倉潰れ申候節、段々御いけん仕候得共御得心無<sub>レ</sub>之に付、則其座にて御暇もらひ浪人仕、惣領萬五郎は加茂市場に居住。右御尋の時分勘定一通指上申候。二男與七郎は小森に居住。又先祖書勘定有<sub>レ</sub>之候得共、指出不<sub>レ</sub>申候。

一、能勢佐右衛門は、雲州尼子の浪人。作州の内下方邊に福井と申ものに内縁有<sub>レ</sub>之、福井方より久々居申内、虎倉伊賀殿へ少の間奉公仕<sub>ル</sub>間<sub>キ</sub>無く、其後は細田村に居申、右御尋の時分も尼子殿證文壹通寫差上申候。

一、河原孫右衛門は、作州寺島の城主に、伊賀殿より寺島の城を切落、其節河原子六郎右衛門并帶刀二人共虎倉の下葉に罷成、則家老役被<sub>レ</sub>仰付、鍋屋の城御預け置被<sub>レ</sub>成候得共、元來敵故兄弟共に伊賀殿御心に不<sub>レ</sub>入。六郎右衛門は河内村の寺にて御殺し、帶刀も其節安藝へ落行候由、其末唯今孫左衛門にて候。右先祖書寫指上申候。

一、河原平内、是は義秋公より宇喜多へ御預人にて有<sub>レ</sub>之處に、伊賀殿宇喜多の掣に被<sub>レ</sub>成候節、右河原を宇喜多殿より御附人に被<sub>レ</sub>成、虎倉へ罷越、平松屋敷に平内兄弟居住。其後弟宇兵衛には長尾村を被<sub>レ</sub>遣、則京ぐろと申處に屋敷仕居申内、虎倉潰れ浪人仕<sub>ル</sub>。平内末は宮脇惣右衛門、卯兵衛末は大わの孫兵衛也。尤平内は後源左衛門と改、大

手にて打死仕候由。右御尋の時分先祖書差上申候。

一、小林亦右衛門・九郎右衛門、先祖は雲州尼子春久公家臣小林民部少輔末葉なり。長男又三郎天正年中毛利輝元卿に居申候。松山三村修理亮元親合戦の時分も、天神の丸落兼候時、小林亦三郎一番に乗取、大功の手柄。依之八川河面の郷被遣、則川面の城御預け、輝元公に致し隨身、久敷川面の城主となり、其後關ヶ原合戦の時石田三成に致し與力、其時より浪人と成。嫡子三十郎神原家へ養子に行、二男又三郎は大木村長泉寺に居住。三男平治は川面に残り、則小林に居住す。城の麓に今亦兵衛・半七郎居住す。系圖書勘定代々有之、元龜二年先祖又三郎自筆の式目松山兵亂記二冊、共に九郎右衛門處に有之、至極能筆也。右御公儀へ輝元公の證文寫し指上申候。

一、妹瀨尾地徳は、備中笹ヶ瀬の城主、平家方也。平家亡び候時分潰れ、地徳は母召連缺落、河内村に居留り、後百姓に罷成由。其節瀨尾重代の太刀一腰家の寶也。今に有之。右御尋の時分、明白に書上申候。唯今豊岡の七左衛門は、地徳下しゆく腹子也。

\*一別本五百石を五萬石に作る天下より云々とあれば蓋し五萬石正しきか尙たまり狀はたまはり狀なるべし

三別本、津島とは埒明不申候

一、島津九郎右衛門は、妹尾地徳母は笹ヶ瀬より召連參り候者也。津島の者故在名を名乗申候。以後地徳より土井四郎右衛門を頼、宇喜多佐兵衛殿へ四郎右衛門世話にて有付、段々立身仕、三百五十石被遣候處に、大坂落城の時分、佐兵衛殿を討候はゞ跡敷に五百石の新地を相添可被遣と、天下よりたまり狀參り、夫を誠に請け佐兵衛殿を早速殺し、首を江戸へ持參仕候處に、以の外首尾惡敷、佐兵衛殿跡潰れ、夫より缺落仕、豊岡村へ罷歸り居候得共、不吉計にて破滅仕候。尤森久村源介は九郎右衛門の子にて候得共、一度はまじ寺坊主罷成形を加へ、其後森久村百姓に入聲に參候故、是は津島と埒明申候。右御尋の時分、佐兵衛殿折紙指上申候。

一、葛原、代々伊賀殿家來也。度々手柄多候者に候得共、毛利殿へかたむき申様に有之、御暇被遣候。奉公御構被成候に付、則下加茂に居住仕、百姓罷成申候。御公儀へ伊賀殿勘定寫し指上申候。此末は田地子の七左衛門也。

一、河本忠右衛門は、親は金川家來河本源五と申者、浪人仕建部宮地村に居住。其節下加茂村より下女抱、二三年も居申候。源五病死仕下加茂へ罷歸候て、男子一人出生仕、源五子と申候由。外より源五子にては無之と申由。然共右

の女源五病死の時分、松田の手形一通取逃、所持仕居申候。御公儀へ指上申候。其後は河本と申候得共、右の通故先祖書慥成記文無<sub>レ</sub>之候。

一、土井相馬は、伊豫の國元城主土井備中守末葉の由。後安藝より切落、安藝の下葉に罷成居候得共、元敵故心能不<sub>レ</sub>存、浪人仕居申處、土井三郎左衛門取持にて虎倉へ有付、則建部五ヶ庄五百石被<sub>レ</sub>下、大田の城を預り居り申候由。右御尋の時分は、毛利殿手形二枚先祖書寫し指上申候。

一、右書上申十三流は、右の通に候。河原と土井は、筋目違二通有<sub>レ</sub>之候。然共書上申時分は、書分不<sub>レ</sub>申指上申候。十三流に成申候。

## 右の外

一、福島六郎右衛門は、土井治郎右衛門死後跡式受取、下土井村木戸の屋敷へ罷越則土井と改居申候。御尋の時分も別紙書付は書上不<sub>レ</sub>申候。土井一所の書上に仕候。然共此者本來笹吹の城主福島三郎兵衛二男也。藝州より笹吹を切落申時分、二男の半六は有漢の内クエ田と申に内縁有<sub>レ</sub>之、クエ田を頼罷越居申内、土井三郎右衛門より虎倉伊賀殿へ有付可<sub>レ</sub>申と申付、下土井村へ参り居申處に、無<sub>レ</sub>間虎倉潰れ候故、下土井村にて入習仕百姓に成、半六母は三浦能登守娘故、父母先祖慥成筋目書所持任、殊に母方の守神玉藻明神を尊信致し下土井村 罷在 候。本名は福島にて、然共御尋の時分土井と一所の書上、福島系圖は書上不<sub>レ</sub>申候。

一、年末の四郎兵衛は黒瀬と名乗申も、相尋候に攝州尼ヶ崎の浪人雲州尼子へ有付居申候處に、安藝より切落又浪人仕方々持、其後虎倉を望大向村に居留り居申内、所の者共黒瀬殿と相となへ、たつとみ申由 其屋敷に今黒瀬村と申由。其子孫年末の四郎兵衛其外近邊三谷にも御座候。右御尋の節罷出、書上申者無<sub>レ</sub>御座候。書上に外れ申候。慥成筋目とは聞傳申候。

※「申う」は「宙」の當字「氣情」は「氣丈」の當字。

一、水谷に小枝と申も有<sub>レ</sub>之候、承り申處奉公人にて無<sub>レ</sub>之、水谷の太郎右衛門と申者鹿鳥も申うにてとらへ申様成氣情者にて、虎倉より山守御申付被<sub>レ</sub>成、夫より小枝太郎右衛門と申由。御尋の時分書上申者は無<sub>レ</sub>之候。

一、江與味に富田と申義、孫介と申者小倉へ奉公に罷出湯淺と申御家中頼、則とびの組へ御入候て足輕奉公仕、其節富田孫介と申候、承候に付、何とも證據は無<sub>レ</sub>御座候。

一、杉谷に河原と有<sub>レ</sub>之候。是は、かり山玄蕃家來にて筋目、尾原に河原と申者有<sub>レ</sub>之、殊の外貧者にて河原を賣申由と申折節、杉谷の次郎右衛門と申者米二石に相定、加茂の莊官中へ相傳へ、唯今より私も河原と御となへ、尾原を御捨被<sub>レ</sub>下候得者買取申度と申に付、其通埒明け買取申候。孫兵衛、治郎右衛門は先河原も買<sub>レ</sub>河原直段安く、然共證

文手形系圖書は賣主渡し不<sub>レ</sub>申候。夫より尾原の河原は大仙のふもとへ罷越、今に仕合能子孫居申候。

一、近藤與右衛門は、筋目慥。殊に勘定澤山に所持仕、一類の内御扶持人も御座候。如何に存入有<sub>レ</sub>之候哉、右兩度書上申候節、是非書上に外しくれ候様に頼申に付、書上不<sub>レ</sub>申候。夫故に今に證文勘定所持仕居申候。

寛文八年 御郡代西村源五郎様より御觸書寫

一、加茂の内には筋目慥成者共罷在候。先年御尋の時分筋目書勘定段々證文所持仕、其寫し御公儀へ指上候由。此度右の本紙一人切に目録致、來る二十日に指出し候様に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付候段、從<sub>レ</sub>御城御用に候間、無<sub>レ</sub>相違<sub>一</sub>急度持參可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。已上。

申ノ三月十五日 西村源五郎

大庄屋下加茂村 治右衛門

同 豊岡村 平右衛門

村々 庄屋中

右之御書御本紙、爲<sub>レ</sub>重理兵衛に有<sub>レ</sub>之候。右の通互に家々證文系圖勘定不<sub>レ</sub>殘指上候處に、其後何の様子も相知れ不<sub>レ</sub>申に付、右の證文手形御戻し被<sub>レ</sub>下候様に、明る西六月二十三日連判を以相窺申處、西村源五郎様の御返書左の通。

一、加茂百姓共去年指出候筋目書勘定證文、此度戻し吳候様に書付指出申候。早々相窺申處に、被爲<sub>二</sub>仰出候は御領分に罷在候百姓共、相勤候はゞ作方計隨分精出可<sub>レ</sub>申處に、筋目男立の仕形多く有<sub>レ</sub>之由。不届に思召候。重ては莊官立慮外ノ族有<sub>レ</sub>之者、急度可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付旨被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付候。尤先頃差上候證文の内、國司の手形は御上に殘、其外は拙者預置候様にと御意候。此旨可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰聞候。以上。

六月二十九日

西村源五郎

齋木四郎左衛門殿 此齋木は郡奉行也

片山氏所藏の感狀の由來

今度金川松田方城忍取、片山八郎左衛門と渡合致組打<sub>二</sub>被<sub>二</sub>頸打取候事、無<sub>二</sub>比類候。爲<sub>二</sub>褒美<sub>二</sub>自<sub>二</sub>直家<sub>二</sub>はちかたの内吉田村被<sub>レ</sub>遣候。即請取人を入可<sub>レ</sub>申候。仍而感狀如<sub>レ</sub>件。

九月十六日

久隆 花押

片山與一兵衛殿

貞尙按<sub>ルニ</sub>、宇喜多和泉守直家在<sub>二</sub>沼城<sub>一</sub>(上道郡沼村)招<sub>二</sub>伊賀左衛門久隆<sub>一</sub>(松田左近將監家臣津高郡虎倉村在城直家妹婿なり)同與三郎(久隆の子直家家臣明石掃部介婿なり)曰、我欲<sub>レ</sub>亡<sub>二</sub>松田左近將監<sub>一</sub>(金川城主なり)汝與<sub>レ</sub>之。久隆則祖<sub>二</sub>直家<sub>一</sub>反<sub>二</sub>松田<sub>一</sub>。永祿十一年戊辰秋七月五日久隆襲<sub>二</sub>金川<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時久隆家臣片山與一兵衛殺<sub>二</sub>松田之土片山八郎左衛門<sub>一</sub>。既而金川城陷、松田父子戰死。直家大悅賜<sub>二</sub>赤坂郡吉田村於片山與一兵衛<sub>一</sub>。感狀如<sub>レ</sub>斯。

今度佐井田城藝州兼取詰候處、爲<sub>二</sub>後卷<sub>一</sub>備作罷出及<sub>二</sub>一戰<sub>一</sub>、長井越前守詞替、一番鎗突<sub>二</sub>取越前守<sub>一</sub>頸打取候事、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>候。爲<sub>二</sub>褒美<sub>一</sub>鞍鐙長光刀遣申候。仍感狀如<sub>レ</sub>件。

九月十六日

久隆 判同前

片山與一兵衛殿

貞尙按ルニ、永祿十二年（或は十一年）秋、毛利六郎左衛門元清（藝州毛利の家臣）率兵士一萬人、攻備中國佐井田之城、主植木下總守秀長、屬直家、故乞授兵於備前。直家率備作之兵討毛利兵。于時伊賀之臣片山與一兵衛擊毛利兵、長井越前守云者。久隆賞片山、賜鎧鞍刀長光作。如此。

去十日於天戸口、赤木業罷出候處、被<sup>駈付イ</sup>組付<sup>イ</sup>及ニ戰、赤木彌十郎打取候事、無<sup>ニ</sup>比類<sup>ニ</sup>候。爲<sup>ニ</sup>褒美<sup>ニ</sup>、即彌十郎跡職遣申候。仍感狀如<sup>レ</sup>件。

四月二日

久隆 判同前

片山與一兵衛殿

未考候後識者。

享保甲寅春二月二十三日余遊獵于津高郡加茂郷平岡村。片山傳兵衛乞<sup>レ</sup>識焉。傳兵衛者所謂與一兵衛之玄孫なり。故に不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>辭於<sup>レ</sup>此記す。

白賁軒主人 山脇貞尙

虎倉物語虎倉聞書者、往年大丈軒小原正義氏の筆記を借用謄寫、伊賀家略系以降は津高郡地誌編纂備考書を以卷末に附記す。寫誤最多 原文の儘謄寫畢。

干時明治十七年七月二十五日

本吉彦

纂類 虎倉物語終